



島根県報

平成16年12月28日 (金)
号外 第 132 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則 (規則第110号)

1 使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うこととした。

(1) 次の事務を部長専決事項に加えることとした。(別表第2関係)

ア 引取業者の登録を取り消し、又は事業の停止を命ずること。

イ フロン類回収業者の登録を取り消し、又は事業の停止を命ずること。

(2) 次の事務を保健所長専決事項に加えることとした。(別表第5関係)

ア 引取業者を登録すること。

イ 引取業者からの変更の届出を受理すること。

ウ 引取業者からの廃業等の届出を受理すること。

エ 引取業者の登録を抹消すること。

オ フロン類回収業者を登録すること。

カ フロン類回収業者からの変更の届出を受理すること。

キ フロン類回収業者からの廃業等の届出を受理すること。

ク フロン類回収業者の登録を抹消すること。

ケ 情報管理センターから報告を徴収すること。

2 施行期日

平成17年1月1日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第110号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則 (昭和45年島根県規則第74号) の一部を次のように改正する。

別表第2 環境生活部の表廃棄物対策課の項第7号部長専決事項の欄中(2)を(4)とし、(1)を(3)とし、(3)の前に次のように加える。

(1) 法第51条第1項の規定により、引取業者の登録を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。

(2) 法第58条第1項の規定により、フロン類回収業者の登録を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずる

こと。

別表第5保健所の項第20号地方機関の長専決事項の覧中(9)を(18)とし、(8)を(17)とし、(7)を(15)とし、(15)の次に次のように加える。

(16) 法第130条第2項の規定により、情報管理センターから報告を徴収すること。

別表第5保健所の項第20号地方機関の長専決事項の覧中(6)を(14)とし、(1)から(5)までを(9)から(13)までとし、(9)の前に次のように加える。

(1) 法第42条第1項の規定により、引取業者を登録すること。

(2) 法第46条第1項の規定により、引取業者からの変更の届出を受理すること。

(3) 法第48条第1項の規定により、引取業者からの廃業等の届出を受理すること。

(4) 法第49条の規定により、引取業者の登録を抹消すること。

(5) 法第53条第1項の規定により、フロン類回収業者を登録すること。

(6) 法第57条第1項の規定により、フロン類回収業者からの変更の届出を受理すること。

(7) 法第59条において準用する法第48条第1項の規定により、フロン類回収業者からの廃業等の届出を受理すること。

(8) 法第59条において読み替えて準用する法第49条の規定により、フロン類回収業者の登録を抹消すること。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。